

四国中央市週休2日工事制度の試行に係る事務取扱要領

令和5年7月31日

告示第159号

(趣旨)

第1条 この告示は、市が発注する建設工事の現場（事務所を含む。以下「建設現場」という。）において、受注者が週休2日の確保に取り組む工事（以下「週休2日工事」という。）の実施に係る制度を試行することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 閉所 建設現場において作業（巡回パトロール、保守点検その他建設現場の管理上必要な作業を除く。）を行わないことをいう。
- (2) 現場閉所率 閉所した日数を第4条に規定する対象期間で除して得た率（小数点1位未満の端数があるときは、これを四捨五入した率）をいう。
- (3) 週休2日 原則として土曜日及び日曜日を閉所し、現場閉所率が28.5パーセント以上であることをいう。
- (4) 工事期間 建設工事の着手日（建設現場において作業に着手した日をいう。以下同じ。）から完了日（建設現場において全ての作業が完了した日をいう。）までの期間をいう。

(対象工事)

第3条 週休2日工事の対象となる工事（以下「対象工事」という。）は、市が発注する土木一式工事のうち、市長が指定するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する工事を除く。

- (1) 災害復旧等の緊急工事、供用開始時期が決められている工事その他の社会的な要請により早期の完成が必要と判断される工事
- (2) 現場の条件又は工事期間の制約が大きい工事
- (3) 次条に規定する対象期間が28日未満の工事
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が不相当と認める工事

(対象期間)

第4条 週休2日工事の対象となる期間（以下「対象期間」という。）は、工事期間のうち、次に掲げる期間を除いた期間とする。

- (1) 12月29日から1月3日までの期間
- (2) 夏季休暇の期間（6月1日から9月30日までのうち土曜日及び日曜日を除く任意の3日間をいう。）
- (3) 工場での製作のみ実施している期間
- (4) 工事全体を一時中止している期間
- (5) 他の工事との工程の調整により建設現場が稼働しない期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が対象期間から除くことを認めた期間

(申出)

第5条 週休2日工事を実施しようとする受注者（以下「実施者」という。）は、当該工事の着手日までに市に実施を申し出なければならない。

(工程表の作成)

第6条 実施者は、週休2日の計画を反映した工程表を作成しなければならない。

(建設現場での明示)

第7条 実施者は、看板による掲示その他の方法により週休2日工事である旨を建設現場において明示しなければならない。

(閉所する日の振替)

第8条 実施者は、天候の悪化、緊急の対応その他のやむを得ない場合は、閉所する日を振り替えることができる。

2 前項の規定による振替を行うときは、工事打合簿により市に通知しなければならない。

(書面の整備)

第9条 実施者は、工事日報その他閉所の確認に必要な書面を整備し、市から請求があった場合は、速やかに当該書面を提出し、又は提示しなければならない。

(中止)

第10条 実施者は、週休2日工事を中止する場合は、工事打合簿に理由を記載して市に通知するものとする。

(実績報告)

第11条 実施者は、週休2日工事が完了したときは、当該実績を別に定める書面により市に報告しなければならない。

(経費の補正及び評定の加点)

第12条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、その内容を確認し必要に応じて調査を行い、適当と認めたときは、実績に応じて工事費の積算における経費を補正し、及び工事成績評定において加点するものとする。

2 前項の規定による補正及び加点の方法は、市長が別に定める。

(協力)

第13条 実施者は、市長がアンケート、調査等を実施する場合は、これに協力しなければならない。

(取消し及び返還)

第14号 市長は、虚偽その他不正の手段によって第12条第1項の規定による補正及び加点を受けたものと認めた場合は、契約金額の一部の返還その他の必要な措置を講ずることができる。

(その他)

第15条 この告示の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、告示の日から施行する。

(適用区分)

2 この告示は、この告示の施行の日以後に入札の公告又は通知をする入札執行分について適用する。